4. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ＆Aについて

No	区 分	質 問	回 答	備 考
1	審査支払事務の見直し	「イ 居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ 家事援助が中心である場合」の組み合わせについては、令和元年5月審査より実施されているが、「イ 居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ 家事援助が中心である場合」の時間重複については、受給者の状態や家庭の事情等を考慮して市町村が認めているケースもあることから、どのように入力すればよいのでしょうか。 【問い合わせのケース（例）】 PU51が発生する入力（身体介護と家事援助で時間重複） 18:00～19:00 身体介護 18:00～19:00 家事援助	告示523号（報酬告示）における居宅介護サービス費は、「居宅における身体介護が中心で ある場合」と「家事援助が中心である場合」を分けて、それぞれ所定の単位を算定することになっている。 居宅介護は、その支援がどの類型に当たるかによって所定の単位を算定するものであり、同一時間帯に異なる組み合わせの報酬は算定できないため、実際の該当の時間帯の支援が「居宅における身体介護が中心である場合」と「家事援助が中心である場合」のどちらの類型にあたるかによって入力内容を修正していただくこととなる。 【問い合わせのケース（入力例）】 以下、1または2のいずれかの入力 1）身体介護が中心である場合 18:00～19:00 身体介護 2人派遣 2）家事援助が中心である場合 18:00～19:00 家事援助 2人派遣	
2	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について	「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の項目が新たにインタフェース仕様書に追加されたが、障害者支援施設における日中活動系サービスや短期入所において、併設型・空床利用型を指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む）または指定宿泊型自立訓練事業所以外において行った場合、若しくは単独型事業所において行った場合については区分が分かれていません。この場合、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」にはどのような値を設定するのでしょうか。	障害者支援施設における日中活動系サービスや短期入所において、併設型・空床利用型を指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む）または指定宿泊型自立訓練事業所以外において行った場合、若しくは単独型事業所において行った場合の区分が分かれていない場合につきましては、便宜上「1：Ⅰ」を設定いただきたい。（インタフェース仕様書【都道府県編】 13－17ページ、23－15ページ ※66 参照）	
3	その他（算定要件）	家庭連携加算と欠席時対応加算の同日算定は可能でしょうか。	いずれも相談援助を要件としている加算であり、家庭連携加算と欠席時対応加算は、同一日に算定できない。	